

国民健康保険税の口座振替が便利です

☎ 税務課 徴収対策班
☎ 0820 (74) 1031

国民健康保険は、加入者全員が保険税を出し合い、必要な医療費に充てる助け合いの制度です。後期高齢者医療制度や職場などで保険に入っている方を除き、誰もが国民健康保険に入ることが義務付けられています。

本町において、国民健康保険税の収納率は、近年の経済の低迷とともに低下を余儀なくされてきており、国保財政は厳しいものとなっています。このことから町では「周防大島町国民健康保険収納対策緊急プラン」を策定し、収納率の向上を図ることとしています。

このプランにおける具体的な改善策として、口座振替推進月間を実施し、一層の徴収率の向上を図るとともに国民健康保険財政の安定化を目指します。

■申込手続きの方法

町内の取扱い金融機関に、申込用紙が備え付けられていますので、その場で必要事項を記載のうえ、お申し込みいただけます。

町外の店舗には、申込用紙を備え付けていないので、あらかじめ税務課にご連絡いただければ送付させていただきます。申込用紙の記入方法が分からない場合は、お気軽にお問い合わせください。

■手続きに必要なもの

預貯金通帳、預貯金通帳の届出印

【取扱金融機関】

山口銀行、山口県農業協同組合、北九州銀行、山口県漁業協同組合（東和町支店）、西京銀行、ゆうちょ銀行・郵便局

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」について

無担保・延滞金なし

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、町税の徴収の猶予を受けることができますようになります。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。（猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です）

■対象となる方

次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

(注)「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

■対象となる町税

・令和2年2月1日から令和3年1月31日まで
に納期限が到来する個人住民税、地方法人町民

税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象となります。

・これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の町税（他の猶予を受けているものを含む）についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

■申請手続等

・令和2年6月30日、または、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

■問い合わせ

税務課 徴収対策班

☎ 0820 (74) 1031